

伊丹特別支援学校進路担当

今号では、保護者の皆様にいただいた質問への回答について載せさせていただきます。

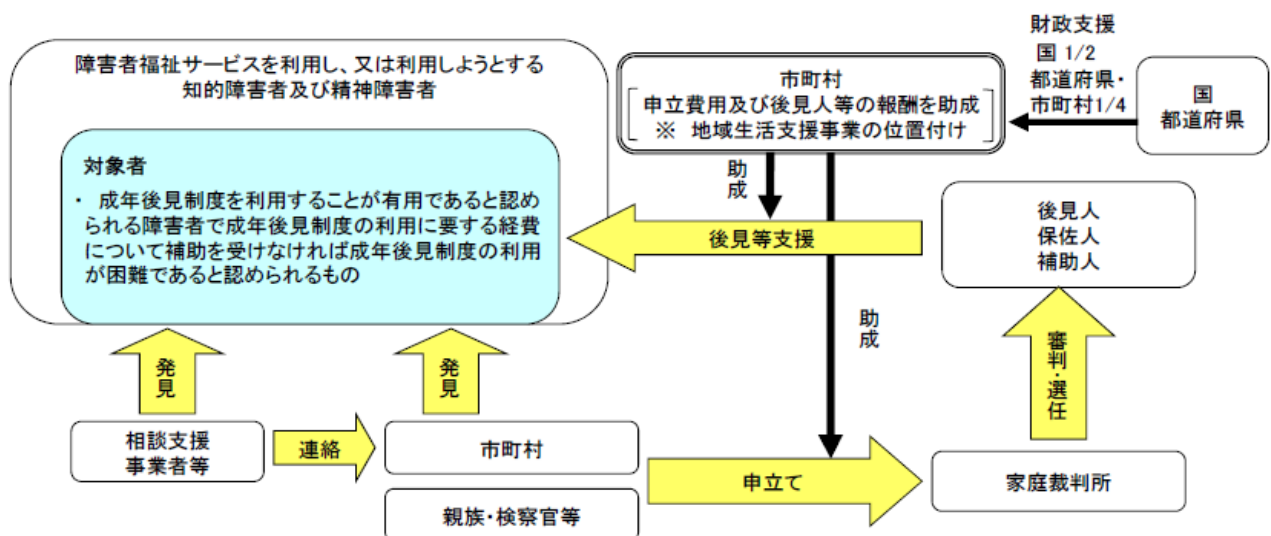


Q.成年後見制度について知りたいです。

A.まず、成年後見制度とは、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てをし、その当事者を援助してもらう制度のことを言います。後見には、判断能力の程度によって、「後見」「補佐」「援助」の3種類があります。対象者の状態が重いものが「後見」であり、日常生活で判断能力がほとんどない人が対象になってきます。(伊丹市の制度より)

本校では、放課後等デイサービスなどを利用するため、相談支援専門員が子ども一人一人につき、日々の計画を立ててくれています。また、就労するにあたり、成人対象の相談支援専門員もつけ、今後の進路に向けて学校と福祉、相談員でやりとりをすることも多々あります。そうした相談支援専門員が間に入ることで当事者が不利益を被らないように進めていくということも一つのやり方だと思います。法務省の中でも当事者が不利益を被らないように、当事者の親族が家庭裁判所に申し立てを行うことで後見人を設置することが可能ですが、相談支援専門員が市町村長に連絡することで市町村長から家庭裁判所に申し立てを行うことも可能であると明記されております。就労関係だけでなく、日々の生活の場にも相談支援専門員が加わり進めていくことが可能ですので、今後のことについて検討しているご家庭は、児童と成人を対象にしている相談支援専門員を子どもたちにつけてあげることをおすすめします。また、児童と成人の境目は18歳になります。児童対象の相談支援専門員では18歳以降の計画はできませんので、その際は18歳から成人対象の相談支援専門員をつけ直す必要があります。中学部在籍時や高等部1年生あたりに児童から成人へ移行するために相談支援専門員を変更するご家庭が多いので、その点は保護者からのご質問に、ある卒業生からの声をお聞きしたものを次号に掲載させていただきます。ご不明点やご質問等ございましたら、進路担当にお声がけください。

上記の内容を簡単な図にしたものです。



(成年後見人制度の概要 厚生労働省より抜粋)

次号でも保護者にいただいた質問への回答などを記載させていただきます。